

移住支援

U・Iターンの移住者の住宅取得補助制度

本市では、移住者が行う住宅の新築・購入、自己所有の住宅のリフォームに要する経費に対し補助を行っています。このたび、4月1日から対象がUターン移住者にも拡充されました。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■対象要件

- ・令和3年4月1日以後に定住の意思を持って本市に転入し、転入前において世帯員全員が3年以上本市に住所を有していないこと
- ・令和3年4月1日以後に住宅の新築・購入、リフォームを行っていること
- ・世帯の責任者が60歳未満であること
- ・居住地の自治公民館に加入すること
- ・市税の滞納がないこと
- ※平成31年4月1日から令和3年3月31日までにUターン移住された方は対象要件が異なりますので、お問い合わせください。

■補助金額

- ①住宅を新築または新築住宅（建築してから2年未満で、

以上経過しており、土地購入費を除く購入金額が200万円以上の住宅を購入した場合50万円

- ③自己所有の住宅をリフォームした場合工事費用の2分の1（上限20万円）

※市内業者が行う施工に限る。
■問合せ 企画調整課企画調整係 TEL721111（内線225）

新生活支援

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費や引越費用を支援します。

■対象者

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯で、次の要件を満たす世帯
- ・令和3年1月以降、市内の住居を新たに購入・賃借し、当該住居の住所に住んでいること
- ・夫婦の令和2年の合計所得が400万円未満であること（貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除可。また、婚姻を機に離職し無職の場合、離職者の所得を0円とするこ

とが可)

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ・夫婦ともに市税等の滞納がないこと

■申込期間

6月1日から3月31日まで

■対象経費

結婚を機に取得または賃借した住居に係る費用（賃借の場合は、敷金・礼金・共益費・仲介手数料・3カ月分の家賃、購入の場合は住宅購入費）及び引越費用
※上限30万円

■問合せ

企画調整課政策推進係 TEL721111（内線219）

魅力ある商店街づくりへ

商店街活性化に補助制度

■がんばる商店街支援事業

新商品開発やイベントなどのソフト事業や街路施設整備などのハード事業を行う商店街団体等に補助します。

■対象事業

- ・ソフト事業 事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
- ・ハード事業 事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業

■商店等新規出店支援事業

枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域に属する地域または枕崎市通り会連合会の主要道路に面する場所において、新規に出店する場合に賃借料及び新築費、改修費の一部を補助します。

■対象事業

- ①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
- ②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）

■補助対象者

新規出店者

■補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額

■補助金額

- ・対象事業① 月額3万円（最大24カ月）
- ・対象事業② 月額50万円

■問合せ

水産商工課商工振興係 TEL761667

軽自動車税

軽自動車税に関するお知らせ

■身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けている方は所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のうえ、5月24日（月）までに税務課係（14番窓口）で減免申請の手続きを行ってください。
※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。

なお、障害の等級や状態、また、運転する方などの条件によって、該当しない場合もありますので、詳しくは、税務課係（14番窓口）へお問い合わせください。

申請期間 5月24日（月）まで
申請場所 税務課係（14番窓口）
申請に必要なもの 軽自動車税納税通知書、運転免許証、車

検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、印鑑、手帳（身体障害者、療育、精神障害者保健福祉、戦傷病者）

■軽自動車税納税証明書（継続検査用）について

5月31日は軽自動車税の納期限です。

あらかじめ送付した納付書で納付される方は、領収書が継続検査用の納税証明書になりますので、車検と一緒保管し、継続検査に備えてください。また、口座振替を利用されている方の軽自動車税は、5月31日に指定の口座から引き落とされます。引き落とし結果のデータが届くまでの期間（5月31日、6月5日）は、納税の確認が取れず、軽自動車税納税証明書（継続検査用）の発行ができません。証明書の必要な方は、軽自動車税の引き落としされた預金通帳を記帳のうえ、税務課13番の窓口で申請してください。納税証明書は、全ての金融機関から引き落とし結果データを処理後送付いたします。

■軽自動車の経年車重課について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から国のグリーン化施策を進めるために、平成28年度以降順次、最初の新規検査（新車の登録）から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。今年度は、平成20年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります（新規検査の年月は車検の初度検査年で確認できます）。

車種区分		重課税率	
三輪		4,600円	
四輪	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

※詳細は税務課係にお問い合わせください。

■問合せ 税務課係 TEL761066

児童手当制度

児童手当が支給されます

■受給資格者 中学校卒業まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方

■支給額
・3歳未満 一律1万5千円
・3歳以上小学生修了前 1万円
・第3子以降は1万5千円

・中学生 一律1万円
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。
※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

■申請は早めに済ませましょう

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行うようにしてください。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■6月分以降の児童手当を受け取るには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのもです。この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■現況届に必要な添付書類

- ・請求者が被用者（会社員など）の場合 健康保険被保険者証の写し
- ・今年の1月1日に本市に住民登録のなかった方 マイナンバー（通知書）
- ・子どもの住所が市外にある方 申立書及び子どもが属する世帯全員の住民票

※このほかにも必要に応じて提出していただく書類があります。
※申請書類等は、郵送にて5月末にお届けします。

■問合せ 福祉課係 TEL721111（内線136）